

平成23年10月31日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成23年10月より

最低賃金が改定されました

今年も最低賃金が改定されました。最低賃金は2種類に分類されています。

地域別最低賃金 ⇒ 職種にかかわらず全ての労働者が対象。都道府県別に設定されています。

産業別最低賃金 ⇒ 特定の産業にのみ適用。都道府県別に設定されています。

《東京都の地域別最低賃金》

改定前 (H22. 10/24~H23. 9/30)	➔ 16円UP	改定後 (H23. 10/1~)
821円		837円

《東京都の産業別最低賃金》

上記地域別最低賃金にかかわらず、特定の産業については下記の最低賃金が適用されます。

平成23年度の改正については現在審議中です。

平成22年 (H22. 12/31~)		
産業別最低賃金	鉄鋼業	846円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832円
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829円
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	832円
	出版業	827円

《過去5年間の推移（地域別最低賃金）》

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
東京	719円	739円	766円	791円	821円	837円
神奈川	717円	736円	766円	789円	818円	836円
埼玉	687円	702円	722円	735円	750円	759円

東京都の最低賃金額は平成22年の改正で800円台に突入し、今年も16円上がりました。

今年の値上げ率は約1.2%と昨年の3.8%と比較すれば小さい値上げ率となりましたが、過去5年間で約120円も上がっており、今後の最低賃金の動向にもご注目頂きたいと思えます。

なお、パートタイマー・アルバイト・有期労働者などが多い企業は一段の考慮が必要です。

時給だけでなく、日給・月給者にも最低賃金法が適用されますのでご注意ください。

詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。《<http://pc.saiteichingin.info/index.html>》